

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

支給対象世帯:以下のいずれかに該当する世帯

- ①基準日(令和4年9月30日)において、**世帯全員**の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯。ただし、世帯全員が、住民税を課税されているほかの親族等の扶養を受けている場合、租税条約の適用を届け出ている方が世帯にいる場合は対象外となります。
- ②予期せず家計が急変し、令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯

支給額:1世帯あたり5万円

支給時期:市が確認書または申請書を受理した日から4週間後程度

申請期限:令和5年1月31日(火)まで

手続方法:支給要件により異なりますので、下記(1)及び(2)をご確認ください。

## (1) 世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

- ①世帯のすべての方が令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合  
**令和4年10月27日に送付した支給要件確認書**を社会福祉課にご返信ください。
- ②世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合  
申請書及び添付書類を申請書配布場所(社会福祉課、七宝・美和市民サービスセンター)にご持参または郵送でご提出ください。  
**【添付書類】**本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)  
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する非課税証明書  
振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

## (2) 予期せず家計が急変し、令和4年1月以降の1か月の収入が住民税非課税世帯相当となった世帯

申請書及び添付書類を申請書配布場所(社会福祉課、七宝・美和市民サービスセンター)にご持参または郵送でご提出ください。

- 【添付書類】**本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)  
世帯の状況を確認できる書類として住民票の写し(世帯全員分かつ省略のないもの)  
振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)  
簡易な収入(所得)見込額の申立書  
収入減少がわかる書類(給与明細、預金通帳、帳簿など)

※住民税非課税相当とは、**世帯員全員の各年収見込額**(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入額×12月)**が市民税均等割非課税水準以下であることを**指します。

(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(あま市の場合)

- ・単身の場合:93万円以下(月額77,500円以下)
- ・ひとり親及び障害者控除対象者の場合:204.3万円以下(月額170,333円以下)

※収入減少することがあらかじめ明らかである月の収入減少(農業の閑散期など)により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

問合せ先 社会福祉課 給付金コールセンター

☎0120・113・202